# 教育公報

# 三重県教育委員会

目 次

お知らせ 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例 …… 福利・給与室 1頁職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 …… 福利・給与室 1頁公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 …… 福利・給与室 2頁県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例 …… 福利・給与室 19頁

お 知 ら せ

平成22年11月30日付け三重県公報号外に教育委員会関係条例が次のように掲載されました。

(教育委員会関係抜粋)

知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十二年十一月三十日

三重黑知事 野田 昭 彦

三重県条例第五十二号

知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(聖)

(三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

正する。第三条 三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例(平成十三年三重県条例第六号)の一部を次のように改

第三条第一項第二号中「百分の二百十七・五」を「百分の百九十七・五」に改める。

附則に次の一項を加える。

(平成二十二年十二月の期末手当の額の特例)

員との権衡を考慮して、同項ただし書の規定により得た額の範囲内で教育委員会が定める額とする。6 平成二十二年十二月に支給する期末手当の額は、第三条第一項の規定にかかわらず、一般職に属する県職

第四条 三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

九十七・五」を「百分の二百二・五」に改める。第三条第一項第一号中「百分の百九十二・五」を「百分の百八十七・五」に改め、同項第二号中「百分の百九十二・五」を「百分の百八十七・五」に改め、同項第二号中「百分の百

(盤)

第 毫

十三年四月一日から施行する。この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条、第六条、第八条及び第十条の規定は、平成二

(教育委員会関係抵粋)

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十二年十一月三十日

三重県知事 监 Ш 囧 捌

三重県条例第五十三号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(22)

密温

(福仁型口)

**1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。** ただし、第二条、第四条及び第六条の規定は、平成二十三年四月一日から施行する。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

**7 職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。** 

附則に次の六項を加える。

(22)

(公立学校職員給与条例附則第十二項の規定により給与が減ぜられて支給される育児短時間勤務職員等に関 する読替え)

- 7 育児短時間動務職員等に対する公立学校職員給与条例附則第十二項第一号、第五号及び第六号の規定の適 用については、同項第一号中「号給の給料月額に」とあるのは「号給の給料月額に勤務時間条例第三条第二 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数(以下この項 において「算出率」という。) を乗じて得た顔に」と、「を減じた顔」とあるのは「に算出率を乗じて得た顔 **を減じた額」と、同項第五号及び第六号中「給料月額及び」とあるのは「給料月額を算出率で除して得た額** 及び」と、「給料月額減額基礎額」とあるのは「給料月額減額基礎額を算出率で除して得た額」とする。
- **8 任期付短時間勤務職員に対する公立学校職員給与条例附則第十二項第一号の規定の適用については、同項** 第一号中「号給の給料月額に」とあるのは「号給の給料月額に勤務時間条例第三条第四項の規定により定め られたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数(以下この号において「算出率」 という。)を乗じて得た額」と、「を減じた額」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額」とする。
- **9 公立学校職員給与条例附別第十二項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第二十九条の**

規定の適用については、同条中「第二十八条」とあるのは、「附則第十四項」とする。

(22)

公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十二年十一月二十日

떼 三重県知事 监 囧 撇

三重県条例第五十五号

公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条(公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「第二十三条の三まで」の下に「及び附則第十二項第五号」を加え、同条第二項中「百 分の百五十」を「百分の百三十五」に改め、同条第三項中「百分の百五十」を「百分の百三十五」に、「百分 の八十五」を「百分の八十」に改め、同条第四項中「死亡した日現在」の下に「。 附則第十二項第五号におい て同じ。」を加える。

第二十四条第一項中「この条」の下に「及び附則第十二項第六号」を加え、同条第二項第一号中「次項」の 下に「及び附則第十二項第六号」を加え、「百分の七十」を「百分の六十五」に改め、同項第二号中「百分の 三十五」を「百分の三十」に改める。

第二十五条の三第二項中「一万五千九百円」を「八千円」に改める。

附則第十二項を次のように改める。

(五十五歳を超える職員の給料月額等に関する特例措置)

(化)当分の間、職員(次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。)のうち、 その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号給がその職務の級におけ る最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。) に対する次に掲げる

給与の支給に当たつては、当該特定職員が五十五歳に達した日後における最初の四月一日(特定職員以外の

た日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。者が五十五歳に達した日後における最初の四月一日後に特定職員となつた場合にあつては、特定職員となつ

- 額(以下この項及び附則第十四項において「給料月額減額基礎額」という。))は、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた場合(以下この項、附則第十四項及び第十五項において「最低号給に達しない場合」という。)にあつて九十八・五を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない」給料月額 当該特定職員の給料月額に百分の一・五を乗じて得た額(当該特定職員の給料月額に百分の
- に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額)二、地域手当 当該特定職員の給料月額に対する地域手当の月額に百分の一・五を乗じて得た額(最低号給
- 号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に対するへき地手当の月額)三(き地手当 当該特定職員の給料月額に対するへき地手当の月額に百分の一・五を乗じて得た額(最低
- る手当の月額) 五を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に対するへき地手当に準ず四 へき地手当に準ずる手当 当該特定職員の給料月額に対するへき地手当に準ずる手当の月額に百分の一・
- **める割合を乗じて得た額)** 記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号列る職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する百分の二十を超えない範囲内で規則で定けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(同条第五項の規定の適用を受けほ、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、百分の一・五をは、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、百分の一・五を当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第二項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、百分の一・五本額に同項に規定する百分の二十を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該合計額の合計額(第二十三条第五項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額と、当該合計的、当該合計額の合計額の合計額の合計。
- る割合を乗じて得た額)という。) に、当該特定職員に支給される動勉手当に係る第二十四条第二項前段に規定す」減額基礎額」という。) に、当該特定職員に支給される動勉手当に係る第二十四条第二項前段に規定する一十を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第十五項において「動勉手十三条第五項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額の合計額に同項に規定する第二と、当該合計額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(同条第四項において準用する第二じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受け員に支給される動勉手当に係る第二十四条第二項前段に規定する割合を乗じて得た額を加算した額。附則第十五項において「動勉手当減額対象額」という。) に、当該特定職あつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する第二十三条第五項の規定の適用を受ける職員に手当の月額の合計額(第二十四条第四項において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域
- **に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額七 第三十条第一項から第五項まで又は第七項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次** 
  - イ 第三十条第一項 前各号に定める額
  - ロ 第三十条第二項又は第三項 第一号、第二号及び第五号に定める額に百分の八十を乗じて得た額
  - に係る割合を乗じて得た額八 第三十条第四項 第一号及び第二号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与
  - れる蛤与に係る割合を乗じて得た額二、第三十条第五項、第一号、第二号及び第五号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給さ
  - **合を乗じて得た額)** 給を受ける職員にあつては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割水 第三十条第七項 第五号に定める額に百分の八十を乗じて得た額(同条第五項の規定により給与の支

絡 料 表	職務の級
高等学校等教育職給料表	四級
中学校・小学校教育職給料表	四 級
<b>学校栄養職員給料表</b>	五 級
行政職結料表	大 袋

附則に次の三頃を加える。

- の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、規則で定める。((前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項
- した給与額から、次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額に相当する額を減じた額とする。二十七条に規定する勤務一時間当たりの給与額は、第二十八条の規定にかかわらず、同条の規定により算出は、附則第十二項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第十八条から第二十条まで及び第
  - 定める数を減じたもので除して得た額)域手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたものから規則での一・五を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたものから規則で定める数を減じたもので除して得た額に百分一 第十八条から第二十条まで 給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額
  - 週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額)合にあつては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一の勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額に百分の一・五を乗じて得た額(最低号給に達しない場工一第二十七条 給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たり
- **別表第一から別表第四までを次のように改める。動勉手当減額基礎額に百分の六十五を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。れるものの動勉手当減額対象額に百分の〇・九七五を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第十二項の規定により給与が減ぜられて支給さら、附則第十二項の規定が適用される間、第二十四条第二項第一号に定める額は、同号の規定にかかわらず、**

#### 別表第一(第9条関係)

#### 高 等 学 校 等 教 育 職 給 料 表

職員 の区	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1 1	148,800	192,800	330,900	423,500
	2	150,300	194,500	333,200	425,400
	3	151,800	196,200	335,500	427,300
	4	153,300	197,900	337,800	429,200
再	5	154,900	199,700	340,100	431,100
<b>/</b> -	6	156,800	201,400	342,400	433,000
任	7	158,600	203,100	344,700	434,900
用	8	160,400	204,800	347,000	436,800
職	9	162,200	206,600	349,200	438,600
_	10	164,300	208,500	351,400	440,400
員	11	166,300	210,400	353,600	442,300
以	12	168,300	212,300	355,800	444,200
外	13	170,300	214,000	358,000	446,000
	14	172,500	216,000	360,100	447,900
の	15	174,700	218,000	362,200	449,800
職	16	176,900	220,000	364,300	451,700
員	17	179,200	221,900	366,300	453,500
具	18	181,800	224,600	368,300	455,400
	19	184,300	227,300	370,300	457,300
	20	186,800	230,000	372,300	459,200
	21	189,300	232,800	374,400	461,000

平成221	<b>羊11月30日発行</b>				
		1 404 000	005 700	070 400	400,000
	22	191,000	235,700	376,400	462,900
	23	192,700	238,600	378,400	464,800
	24	194,400	241,500	380,400	466,700
	25	195,900	244,300	382,000	468,500
	26	197,600	247,100	383,900	470,200
	27	199,300	249,900	385,800	471,900
	28	201,000	252,700	387,700	473,600
	20	201,000	202,700	307,700	473,000
	29	202,500	255,500	389,600	475,400
	30	204,200	258,100	391,600	477,100
	31	205,900	260,700	393,600	478,700
	32	207,600	263,300	395,600	480,400
	33	209,200	265,800	397,500	482,100
	34	211,000	268,400	399,200	483,100
	35	212,800	271,000	400,900	484,100
	36	214,600	273,600	402,700	485,100
	0.7	040,000	070 400	404 000	400.000
	37	216,300	276,100	404,300	486,200
	38	218,100	278,700	405,900	487,200
	39	219,900	281,300	407,500	488,200
	40	221,700	283,900	409,100	489,200
	41	223,600	286,400	410,800	490,300
	42	225,400	289,000	412,400	491,300
	43	227,200	291,500	414,000	492,300
	44	229,000	294,000	415,600	493,300
	45	230,900	296,300	417,300	494,400
	46	232,600	299,000	418,900	
	47	234,300	301,700	420,500	
	48	236,000	304,400	422,100	
	40	227 600	206 000	422 900	
	49	237,600	306,900	423,800	
	50	239,300	309,400	425,400	
	51	241,000	311,900	427,000	
	52	242,700	314,400	428,600	
	53	244,200	316,800	430,300	
	54	245,900	319,000	431,900	
	55	247,600	321,200	433,500	
	56	249,300	323,400	435,100	
	57	250,800	325,700	436,800	
	58	252,400	327,900	438,400	
	59	254,000	330,100	439,900	
	60	255,600	332,200	441,500	
	61	257,200	334,400	443,200	
	62				
		258,800	336,600	444,800	
	63	260,400	338,800	446,400	
	64	261,900	341,000	448,000	
	65	263,400	343,200	449,700	
				I	

1 17,022-	年11月30日発行				
	1 1	ı	1	ı	1
	66	265,100	345,400	451,300	
	67	266,800	347,600	452,900	
	68	268,500	349,800	454,500	
		200,000	040,000	404,000	
	69	270,000	351,800	456,100	
	70	271,500	353,900	457,700	
	71	273,000	356,000	459,300	
	72	274,500	358,100	460,900	
			333,133	,	
	72	275 900	360,000	462, 400	
	73	275,800	360,000	462,400	
	74	277,200	361,900	463,400	
	75	278,600	363,900	464,400	
	76	280,000	365,800	465,400	
	77	281,400	367,800	466,200	
	1				
	78	282,600	369,500	467,200	
	79	283,800	371,200	468,200	
	80	285,000	372,900	469,200	
	81	286,300	374,600	470,000	
	82	287,500	376,100	471,000	
	83	288,700	377,600	472,000	
	1				
	84	289,900	379,100	473,000	
	85	291,200	380,600	473,800	
	86	292,400	382,100		
	87	293,600	383,600		
	88	294,800	385,100		
		201,000	000,100		
	00	200, 200	200 500		
	89	296,000	386,500		
	90	297,200	387,900		
	91	298,400	389,300		
	92	299,600	390,700		
	93	300,400	392,200		
	94	301,600	393,500		
	95	302,800			
	1		394,800		
	96	304,000	396,100		
	97	305,000	397,500		
	98	306,100	398,500		
	99	307,200	399,600		
	100	308,300	400,700		
		333,333	,		
	101	309,200	401,800		
	I				
	102	310,300	402,900		
	103	311,400	404,000		
	104	312,500	405,100		
	105	313,400	406,000		
	106	314,300	407,000		
	107	315,200	408,000		
	I				
	108	316,100	409,000		
	109	317,100	409,900		
	1 1	l I	l	I	

平成225	年11 <b>月</b> 30 <b>日発行</b>				
	140	247 700	440,000	1	1
	110	317,700	410,800		
	111	318,300	411,700		
	112	318,900	412,600		
	113	319,600	413,300		
	114	320,100	414,100		
	115	320,600	414,900		
	116	321,100	415,700		
	117	321,700	416,500		
	118	322,200	417,300		
	119	322,700	418,000		
	120	323,200	418,800		
	121	323,800	419,600		
	122	324,300	420,100		
	123	324,800	420,600		
	124	325,300	421,100		
	125	325,900	421,500		
	126	326,300	422,000		
	127	326,700	422,500		
	128	327,100	423,000		
	129	327,400	423,400		
	130	327,800	423,900		
	131	328,200	424,400		
	132	328,600	424,900		
	102	320,000	424,300		
	133	328,800	425,300		
	134	329,100	425,800		
	135	329,400	426,300		
	136	329,700	426,800		
		020,100	0,000		
	137	330,100	427,200		
	138	330,400	427,700		
	139	330,700	428,200		
	140	331,000	428,700		
	141	331,300	429,100		
	142	331,600	429,600		
	143	331,900	430,100		
	144	332,200	430,600		
	145	200 500	404 000		
	145	332,500	431,000		
	146	332,800			
	147	333,100			
	148	333,400			
	149	333,600			
	150	333,900			
	151	334,200			
	152	334,500			
	153	334,700			
	.55	331,100			
L					

再任用職	234,900	278,900	337,100	423,500
員		,		,,

#### 別表第二 (第9条関係)

中学校 · 小学校教育職給料表

職員 の区	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	F.
	1	148,800	164,400	285,900	413,100
	2	150,300	166,500	289,000	414,700
	3	151,800	168,600	292,100	416,300
	4	153,300	170,800	295,200	417,900
	5	154,900	172,800	297,900	419,600
	6	156,800	175,000	301,000	421,200
	7	158,600	177,200	304,100	422,800
	8	160,400	179,400	307,200	424,400
	9	162,200	181,700	310,200	425,900
	10	164,300	184,500	313,100	427,300
再	11	166,300	187,200	316,000	428,700
任	12	168,300	189,900	318,900	430,100
	13	170,300	192,800	321,700	431,500
用	14	172,500	194,500	324,000	432,900
-	15	174,700	196,200	326,300	434,300
職	16	176,900	197,900	328,600	435,700
員					
15.1	17	179,200	199,700	330,900	437,000
以	18	181,800	201,400	333,200	438,400
外	19	184,300	203,100	335,500	439,700
	20	186,800	204,800	337,800	441,100
Ø	21	189,300	206,600	340,100	442,400
職	22	191,000	208,500	342,400	443,800
7144	23	192,700	210,400	344,700	445,200
員	24	194,400	212,300	347,000	446,600
	25	195,900	214,000	349,200	447,900
	26	197,500	216,000	351,100	449,200
	27	199,100	218,000	353,000	450,500
	28	200,700	220,000	354,900	451,800
	29	202,400	221,900	356,800	453,100
	30	204,100	224,600	358,700	454,300
	31	205,800	227,300	360,600	454,300
	32	207,500	230,000	362,500	456,700
	33	209,000	232,800	364,300	457,900

備考(一) この表は、高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員に適用する。 (二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に 7,700円をそれぞれ加算した額とする。

平成225	年11月30日発行				
	34	210,700	235,700	366,100	458,800
	35	212,400	238,600	367,900	459,700
	36	214,100	241,500	369,700	460,600
	37	215,700	244,300	371,600	461,500
	38	217,400	247,100	373,200	462,400
	39	219,100	249,900	374,800	463,300
	40	220,800	252,700	376,400	464,200
	40	220,000	232,700	370,400	404,200
	41	222,600	255,500	377,800	465,100
	42	224,400	258,100	379,300	466,000
	43	226,200	260,700	380,800	466,900
	44	228,000	263,300	382,300	467,800
			200,000	332,333	101,000
	45	229,900	265,800	383,900	468,700
	46	231,600	268,400	385,500	
	47	233,300	271,000	387,100	
	48	235,000	273,600	388,700	
	49	236,700	276,100	390,200	
	50	238,400	278,700	391,700	
	51	240,100	281,300	393,200	
	52	241,800	283,900	394,700	
	50	040,000	000 400	200 200	
	53	243,200	286,400	396,300	
	54	244,900	289,000	397,700	
	55	246,600	291,500	399,000	
	56	248,300	294,000	400,300	
	57	249,800	296,300	401,800	
	58	251,300	299,000	403,200	
	59	252,800	301,700	404,600	
	60	254,300	304,400	406,000	
		20.,000	33., 133	.00,000	
	61	255,900	306,900	407,300	
	62	257,400	309,400	408,700	
	63	258,900	311,900	410,100	
	64	260,300	314,400	411,500	
	65	261,600	316,800	412,700	
	66	263,200	319,000	413,900	
	67	264,800	321,200	415,100	
	68	266,400	323,400	416,300	
	69	268,100	325,700	417,400	
	70	269,600	327,900	418,600	
	71	271,100		419,800	
	71 72	271,100	330,100 332,200	421,000	
	12	212,000	332,200	421,000	
	73	273,900	334,400	422,000	
	74	275,200	336,600	422,800	
	75	276,500	338,800	423,600	
	76	277,800	341,000	424,400	
	77	279,200	343,000	425,300	
	1	1	1	I	ı

T13,224-1	1月30日発行				
	1	1	1	1	1
	78	280,400	344,900	426,100	
	79	281,600	346,800	426,900	
	80	282,800	348,700	427,700	
	81	284,100	350,500	428,500	
	82	285,300	352,300	429,200	
	83	286,500	354,100	429,900	
	84	287,700	355,900	430,600	
	85	288,800	357,500	431,300	
	86	289,800	359,200	432,000	
	87	290,800	360,900	432,700	
	88	291,800	362,500	433,400	
	89	292,900	364,200	434,100	
	90	293,800	365,500	434,800	
	90	294,700			
			366,900	435,500	
	92	295,600	368,300	436,200	
	93	296,100	369,800	436,700	
	94	296,900	371,100	437,400	
	95	297,700	372,400	438,100	
	96	298,500	373,700	438,800	
		·	·	·	
	97	299,400	375,100	439,300	
	98	300,200	376,200	440,000	
	99			440,700	
		301,000	377,300		
	100	301,800	378,400	441,400	
	101	302,700	379,600	441,900	
	102	303,200	380,700		
	103	303,700	381,800		
	104	304,200	382,900		
	105	304,700	383,900		
	106	305,100	384,900		
	107	305,500	385,800		
	107	· ·			
	106	305,900	386,800		
		/			
	109	306,100	387,700		
	110	306,500	388,700		
	111	306,900	389,700		
	112	307,300	390,700		
	113	307,500	391,500		
	114	307,800	392,400		
	115	308,100	393,300		
	116	308,400	394,200		
	. 10	300, 400	307,200		
	117	200 700	205 200		
	117	308,700	395,200		
	118	309,000	396,000		
	119	309,300	396,800		
	120	309,600	397,600		
	121	309,800	398,300		
	l		1	ļ	

	122	310,100	399,100		
	123	310,400	399,900		
	124	310,700	400,700		
	125	310,900	401,400		
	126		402,100		
	127		402,800		
	128		403,500		
	129		404,300		
	130		405,000		
	131		405,700		
	132		406,400		
	133		406,900		
	134		407,500		
	135		408,100		
	136		408,700		
	137		409,100		
	138		409,700		
	139				
			410,300		
	140		410,900		
	141		411,300		
	142		411,900		
	143		412,500		
	144		413,100		
	145		413,500		
	146		414,100		
	147		414,700		
	148		415,300		
	149		415,700		
	150		416,300		
	151		416,900		
	152		417,500		
	153		417,900		
	153				
			418,500		
	155		419,100		
	156		419,700		
	157		420,100		
再任用職員		226,000	275,500	330,200	413,20

備考(一) この表は、中学校及び小学校に勤務する教育職員に適用する。 (二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に 7,500円をそれぞれ加算した額とする。

# 別表第三 (**第9条関係**)

## 学校栄養職員給料表

職員の区	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
分と	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	140,300	178,200	213,600	280,000	329,000
	2	141,700	179,800	215,200	282,200	331,100
	3	143,100	181,400	216,800	284,400	333,300
	4	144,500	183,000	218,400	286,600	335,500
	5	145,700	184,500	220,000	288,800	337,700
	6	147,500	186,100	221,700	291,000	339,900
	7	149,200	187,700	223,400	293,200	342,100
	8	150,900	189,300	225,100	295,400	344,300
	9	152,600	190,900	226,800	297,500	346,300
	10	154,300	192,600	228,600	299,700	348,500
	11	156,000	194,300	230,400	301,900	350,700
	12	157,800	196,000	232,100	304,100	352,900
	13	159,300	197,600	233,900	306,400	354,700
再	14	161,200	199,200	235,500	308,500	356,700
	15	163,200	200,800	237,100	310,600	358,700
任	16	165,100	202,400	238,700	312,700	360,700
用	17	167,000	204,000	240,200	314,800	362,700
職	18	168,900	205,700	241,800	316,900	364,800
444	19	170,800	207,400	243,400	319,000	366,900
員	20	172,700	209,100	245,000	321,100	369,000
以	21	174,600	210,600	246,500	323,400	370,900
LI	22	176,100	212,200	248,100	325,400	373,000
外	23	177,600	213,800	249,600	327,400	375,100
Ø	24	179,100	215,400	251,100	329,400	377,200
職	25	180,700	217,000	252,600	331,400	379,100
	26	182,200	218,600	254,300	333,400	381,000
員	27	183,700	220,200	256,000	335,400	382,900
	28	185,200	221,800	257,700	337,400	384,800
	29	186,800	223,400	259,400	339,200	386,600
	30	188,100	225,400	261,200	341,000	388,400
	31	189,400	226,800	263,000	342,800	390,200
	32	190,700	228,500	264,800	344,600	392,000
	33	192,100	230,200	266,400	346,400	393,600
	34	193,500	230,200	268,200	348,300	394,900
	35	194,900	231,600	270,000	350,200	394,900
	36	194,900	235,400	270,000	350,200	396,200
	37	197,500	236,600	273,500	353,900	398,600
	38	198,800	238,200	275,300	355,600	399,800
	39	200,100	238,200	275,200	357,300	400,900
	40					
	40	201,400	241,400	278,600	359,000	402,100

平成22年11月30日発行					
		040 000 1	000 000 1	000 000	400 000
41	202,600	242,900	280,300	360,600	403,200
42	203,800	244,400	282,000	361,900	404,000
43	205,000	245,900	283,700	363,200	404,800
44	206,200	247,400	285,400	364,500	405,600
45	207,500	248,800	287,100	365,800	406,200
46	208,600	250,400	288,800	367,000	406,900
47	209,700	252,000	290,500	368,200	407,600
48	210,800	253,600	292,200	369,400	408,300
49	211,900	255,200	293,700	370,600	409,100
50	212,900	256,600	295,300	371,600	409,800
51	213,900	258,000	296,900	372,600	410,500
52	214,900	259,400	298,500	373,600	411,200
	,	,	,	,	,
53	215,800	260,700	299,900	374,400	411,900
54	216,800	262,100	301,400	375,300	412,600
55	217,800	263,500	302,900	376,200	413,300
56	218,800	264,900	304,400	377,100	414,000
	210,000	231,000	331, 100	5.7,100	,000
57	219,700	266,100	305,900	377,900	414,600
58	220,600	267,400	307,200	378,700	415,300
59	221,500	268,700	308,500	379,500	416,000
60	222,400	270,000	309,900	380,300	416,700
<sub>61</sub>	222 400	271 100	211 100	390,000	417 200
61	223,400	271,100	311,100	380,900	417,200
62	224,400	272,400	312,400	381,600	417,800
63	225,400	273,700	313,700	382,300	418,500
64	226,500	275,000	315,000	383,000	419,200
65	227 200	276,200	316,400	383,600	419,700
66	227,200				419,700
	228,100	277,300	317,200	384,300	
67	229,000	278,400	318,000	385,000	
68	229,900	279,500	318,800	385,700	
	220, 000	200 000	240.700	200, 200	
69	230,600	280,600	319,700	386,200	
70	231,300	281,700	320,500	386,800	
71	232,000	282,800	321,300	387,400	
72	232,700	283,900	322,100	388,000	
	200 500	004.000	000 000	000 700	
73	233,500	284,800	322,900	388,700	
74	234,300	285,500	323,500	389,300	
75	235,100	286,200	324,100	389,900	
76	235,900	287,000	324,700	390,500	
		007.000	007 107	004 000	
77	236,500	287,800	325,400	391,200	
78	237,100	288,400	325,900	391,800	
79	237,700	289,000	326,400	392,400	
80	238,300	289,600	326,900	393,000	
		000 000	00	062	
81	238,800	290,300	327,500	393,700	
82	239,200	290,800	328,000	394,300	
83	239,600	291,300	328,500	394,900	
84	240,000	291,800	329,000	395,500	
	I I	1	1	l	I
·					

1 172,22	<b>キロカシロ売</b> 11					
1	85	240,500	292,200	329,600	396,200	
	86		292,500	330,000		
	87		292,800	330,300		
	88		293,100	330,700		
			200,.00	000,100		
	89		293,500	331,200		
	90		293,800	331,600		
	91		294,100	332,000		
	92		294,400	332,400		
	"-		_0.,.00	002, 100		
	93		294,800	332,900		
	94		295,100	333,200		
	95		295,400	333,600		
	96		295,700	334,000		
	97		296,100	334,200		
	98		296,400	334,600		
	99		296,700	335,000		
	100		297,000	335,400		
	101		297,400	335,600		
	102		297,700	336,000		
	103		298,000	336,400		
	104		298,300	336,800		
	105		298,600	337,000		
	106			337,400		
	107			337,800		
	108			338,200		
	109			338,400		
	110			338,800		
	111			339,200		
	112			339,600		
	113			339,800		
再任用職員		187,500	214,300	246,700	286,700	328,600
	1			l		

**備考** この表は、中学校、小学校等に勤務する学校栄養職員に適用する。

## 別表第四 (**第9条関係**)

			行	政	職	給	料	表			
職員の区	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
分分	号給	給料月額									
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	135,600	185,800	222,900	262,100	289,500	320,900	366,600	413,400	467,200	532,500
	2	136,700	187,600	224,800	264,200	291,800	323,200	369,200	415,900	470,300	535,600
	3	137,900	189,400	226,700	266,300	294,100	325,500	371,800	418,400	473,400	538,800
	4	139,000	191,200	228,500	268,400	296,400	327,800	374,400	420,900	476,500	542,000
	5	140,100	192,800	230,200	270,500	298,500	330,100	376,700	423,200	479,500	545,200
	6	141,200	194,600	232,100	272,600	300,800	332,200	379,200	425,600	482,600	547,700
I	I	l	I		I	l	l	l	l	l	

平成225	₹11 <b>月</b> 30日	発行									
	7	142 200	106 400	224 000	274 700	202 100	324 400	381,700	1420 000	195 700	550 200
	7 8			l	l			384,200			
		143,400	190,200	233,000	270,000	303,400	330,000	304,200	430,400	400,000	332,700
	9	144.500	200.000	237.600	278.900	307.600	338.900	386,800	432.700	491.800	555.200
	10			l	l			389,500			
	11			l	l			392,200			
	12			l	l			394,900			
		,	,	,	,	,	,	,	,	,	,
	13	149,800	207,000	245,100	287,300	316,700	347,500	397,500	441,700	504,100	562,700
	14	151,300	208,900	247,000	289,400	318,900	349,600	399,800	443,700	506,500	564,200
	15	152,800	210,800	248,800	291,500	321,100	351,700	402,100	445,700	508,900	565,700
	16	154,400	212,700	250,600	293,600	323,300	353,800	404,500	447,700	511,300	567,200
	17							406,800			
	18			l	l			408,900			
	19			l	l			411,000			
	20	160,200	220,300	258,400	302,000	331,700	361,800	413,100	455,100	518,300	572,300
	21			l	l			415,200			
再	22			l	l			417,200			
	23			l	l			419,200			
任	24	169,500	227,700	266,000	310,400	340,100	369,800	421,200	461,400	524,000	
<sub>用</sub>	25	172 200	220 400	260 000	242 400	244 000	274 000	422 200	462 000	EDE 200	
	25			l	l			423,300			
職	26 27		231,200	l	l			424,900		526,500	
	28			l	l			428,100			
員	20	177,300	234,000	273,700	310,700	347,000	377,900	420,100	407,100	320,900	
以	29	178 800	236 300	275 600	320 700	349 700	379 900	429,800	468 300	530 100	
"	30			l	l			431,100			
外	31			l	l			432,400			
	32			l	l			433,700			
o											
職	33	185,800	242,300	283,000	328,700	357,300	387,300	435,000	471,500	533,600	
1 46%	34	187,300	243,800	284,900	330,800	359,100	389,000	436,300	472,300	534,500	
員	35	188,800	245,300	286,800	332,900	360,900	390,700	437,600	473,100	535,400	
	36	190,300	246,900	288,700	334,900	362,700	392,400	438,800	473,900	536,300	
	37			l	l			440,100			
	38			l	l			441,000			
	39			l	l			441,900			
	40	195,500	253,000	295,800	342,800	369,000	397,700	442,800	477,100	539,900	
	44	400 000	054 400	007 700	044 700	070 500	000 000	440.000	477 000	540,000	
	41			l	l			443,600		540,800	
	42 43			l	l			444,400 445,200			
	43			l	l			446,000			
	44	200,000	250,000	302,000	350,400	314,100	702,400	140,000	<del>, 1</del> 00,∠00		
	45	202 000	259 900	304 500	352 300	375 100	403 400	446,800	481 000		
	46		261,300	l	l			l	.51,500		
	47		262,700	l	l			l			
	48		264,100	l	l			l			
			, 133	,,,,,,,,	, , , , ,	, , , , ,	,,,,,,,	, , , , ,			
	49	207,100	265,400	310,900	358,800	378,800	406,300	449,800			
	50		266,700	l	l			l			
	l	l	l			l	l			l	

<b>一一</b>	2年11月30日	1761 J									
	51	200 200	اعده ممم	314 100	261 200	380,400	1407 700	454 400	I	Ī	ıl
	52		l			381,200					
	52	210,400	269,300	315,700	362,400	361,200	406,400	452,200			
		244 600	070 400	247 400	202 400	202 400	400 000	450 000			
	53		l			382,100					
	54		l			382,800					
	55		l			383,500					
	56	214,600	274,300	322,200	366,600	384,200	411,300	455,200			
	F7	215 500	275 500	222 700	267 500	384,900	442 000	4EE 000			
	57		l			385,500					
	58 59	1		l '		386,200					
	60		l			386,900					
		210,300	270,000	327,300	303,000	300,300	717,100	400,200			
	61	219 400	280 000	328 400	370 200	387,400	414 700	458 800			
	62		l			388,100		400,000			
	63	1		l '		388,800					
	64		l			389,500					
		, 100		551, 100	2,500	200,000	,,,,,,,,				
	65	223.200	283.800	332.300	372.800	390,000	417.300				
	66		l			390,700					
	67		l			391,400					
	68		l			392,100					
			,	,	,	·	•				
	69	227,100	287,500	335,500	375,400	392,600	419,800				
	70	227,900	288,300	336,200	376,100	393,300	420,500				
	71	228,700	289,100	336,900	376,800	394,000	421,200				
	72	229,500	289,900	337,600	377,500	394,700	421,900				
	73		l			395,200					
	74		l			395,900					
	75		l			396,600					
	76	232,400	292,200	339,900	380,100	397,300	424,500				
	77	1		l '		397,700	425,000				
	78		293,000		1						
	79		293,400		1						
	80	235,600	293,800	341,800	382,400	399,800					
	81	236 200	294,100	342 300	383 100	400 300					
	82		294,100								
	83		294,900								
	84		295,300								
				2.3,300	25.,500	.52, 100					
	85	239.200	295,600	344.300	385.500	402.900					
	86		296,000			,,,,,,,					
	87		296,400								
	88		296,800								
	89	242,100	297,100	346,200	388,000						
	90	242,600	297,500	346,700	388,600						
	91	243,100	297,900	347,200	389,200						
	92	243,600	298,300	347,700	389,800						
	93	243,900	298,500		390,500						
	94		298,900	348,500							
<u>_</u> '	I	1	l 	l 	l	l	l 	l 	 I	Ī	

_	1 746227	F11 <b>/3</b> 30/ <b>4</b> 3	7013										
$\  \ $	1 1	95	l	200 200	349,000	l	l	l	I	l	I	I	
					I								
		96		299,700	349,500								
		97		299,900	349,800								
		98			350,300								
		99			350,800	1							
		100		1	351,300								
		101		301,300	351,600								
		102		301,700	352,000								
		103		302,100	352,400								
		104		302,500	352,800								
		105		1	353,300	1							
		106			353,700								
		107			354,100								
		108		303,900	354,500								
		109		204 100	355,000								
		110			355,400	l .							
		111			355,800	l .							
		112			356,200								
		112		303,300	330,200								
		113		305,500	356,700								
		114		305,900									
		115		306,300									
		116		306,700	I								
		117		306,900									
		118		307,200									
		119		307,500									
		120		307,800									
		121		308,200									
		121		308,500									
		123		308,800									
		123		309,100									
				300,100									
		125		309,500									
	再任		400 500	044 000	250, 222	070 000	204 522	220 222	202 402	207 700	450, 400	500 500	
	用職		100,500	214,200	230,000	278,900	29 <del>4</del> ,500	320,600	303,400	391,700	450, 100	332,500	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

第二条 公立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

うち規則で定めるものを除く。)」を削る。第十八条第四項中「(勤務時間条例第四条第一項、第五条及び第六条の規定に基づく週休日における勤務の

第二十四条第二項第一号中「百分の六十五」を「百分の六十七・五」に改め、同項第二号中「百分の三十」「百分の百三十七・五」に改める。

五」に改める。
附則第十五項中「百分の○・九七五」を「百分の一・○一二五」に、「百分の六十五」を「百分の六十七・を「百分の三十二・五」に改める。

(公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

次のように改正する。第三条(公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年三重県条例第三十二号)の一部を

九十八・五を乗じて得た額)」を加える。の下に「(給与条例附則第十二項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に百分の未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。)」に、「職員 (」を「もの (」に改め、「相当する額」の前日において受けていた教職調整額を加えた額) に百分の九十九・六六を乗じて得た額とし、その額に一円の日において職員である者にあっては、当該給料月額(規則で定める職員にあっては、当該給料月額に切替日額(公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十二年三重県条例第五十五号)の施行附則第七項中「給料月額(規則で定める職員にあっては、給料月額に教職調整額を加えた額)」を「給料月

金宝

(福仁惡口)

- から、第二条の規定は同年四月一日から施行する。ただし、第一条中公立学校職員の給与に関する条例第二十五条の三第二項の改正規定は平成二十三年一月一日1一日2の条例は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。
  - (任期付職員に係る最高の号給を超える給料月額の切替え)
- 会及び三重県人事委員会が共同で定める規則をいう。以下同じ。)で定める。付職員条例第三条第一項に規定する給料表に掲げる号給の給料月額との権衡を考慮して規則(三重県教育委員関する条例等の一部を改正する条例(平成二十二年三重県条例第五十三号)第五条の規定による改正後の任期という。)第四条第三項の規定による給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額は、職員の給与に員の採用等に関する条例(平成十四年三重県条例第六十一号。以下この項及び次項において「任期付職員条例」と この条例の施行の日(以下この項及び次項において「施行日」という。)の前日において一般職の任期付職

(平成二十二年十二月の期末手当の額の特例)

- **合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。ては、第一号に掲げる額。以下この頃において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場末手当の額(以下この頃において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(規則で定める職員にあっする条例(平成十三年三重県条例第六十六号)第四条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期処遇等に関する条例(昭和六十三年三重県条例第一号)第四条第一頃又は公益的法人等への職員の派遣等に関第三項まで、第五項若しくは第七項若しくは附別第十二項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の生三重県条例第一号)第十九条の規定により読み替えて適用する場合を合む。)若しくは第三十余第一項からより読み替えて適用する場合を含む。)若しくは第三十余第一項からな例(平成四点は高さる条例等の一部を改正する条例第五条の規定による改正後の任期付職員条例第五条第三項又は職員の条例には、第一条の、以下この項及び附別第四項において「給与条例」という。)第二十三条第二項(同条第三項又は職員の絡与に関する。平成二十二年十二月に支給する期末手当の額は、第一条の規定による改正後の公立学校職員の給与に関する。** 
  - 一 平成二十二年四月一日(同月二日から同年十二月一日までの期間において職員以外の者又は職員であって 適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げ るものであるもの(第一条の規定による給与条例附則第十二項の規定が施行されていたとした場合において も同項の適用を受けず、かつ公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年三重県条 例第三十二号)附則第七項から第九項までの規定の適用を受けない職員に限る。)、職員の給与に関する条例 (昭和二十九年三重県条例第六十七号) 別表第四イの適用を受ける職員若しくは一般職の任期付研究員の採 用等に関する条例(平成十二年三重県条例第七十二号)第五条第二項に規定する給料表の適用を受ける職員 からこれらの職員以外の職員(以下「調整対象職員」という。)となった者(平成二十二年四月一日に調整 対象職員であった者で任用の事情を考慮して規則で定めるものを除く。)にあっては、その調整対象職員と なった日(当該日が二以上あるときは、当該日のうち規則で定める日))において調整対象職員が受けるべ き給料、教職調整額、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当(給与条例第十六条の二第二項に規定 する規則で定める額を除く。)、へき地手当(給与条例第十七条の三の規定による手当を含む。) 及び管理職 手当の月額(知事及び副知事等の給与の特例に関する条例(平成十七年三重県条例第二号)第七条の規定の 適用を受ける職員の管理職手当の月額については、その規定による額)の合計額に百分の〇・三四を乗じて 得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(平成二十二年四月一日から施行日の前日までの期 間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、調整対象職員以外の職員であった期間その 他の規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた 月数)を乗じて得た額

<b>维</b> 科 表	職務の総	中 雑
高等学校等教育職給料表	袋	一号給から五十二号給まで
声台: 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4.	二 袋	一号給から三十二号給まで
中学校・小学校教育職給料表	袋	一号給から五十二号給まで
日 学 名 。 八 学 本 孝 声 耶 然 米 录	二 袋	一号給から四十四号給まで
	袋	一号給から五十二号給まで
<b>学校栄養職員給料表</b>	二 袋	一号給から三十二号給まで
	三級	一号給から十六号給まで
	袋	一号給から五十六号給まで
行政職徭料表	二 袋	一号給から二十四号給まで
	III 袋	一号給から八号給まで

- に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の〇・三四を乗じて得た額二 平成二十二年六月一日において調整対象職員であった者(任用の事情を考慮して規則で定める者を除く。)
- て規則で定める額」とする。するるの。の適用を受ける者その他の規則で定める者との権衡を考慮しする条例(昭和二十九年三重県条例第六十七号)の適用を受ける者その他の規則で定める者との権衡を考慮しに関する前項の規定の適用については同項中「次に掲げる額」とあるのは「次に掲げる額及び職員の給与に関他の規則で定める者であった者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して規則で定めるもの4 平成二十二年四月一日から同年十二月一日までの間において職員の給与に関する条例の適用を受ける者その

(平成二十二年四月一日前に五十五歳に達した職員に関する読替え)

した日後における最初の四月一日後」とあるのは「同日後」とする。関する条例等の一部を改正する条例(平成二十二年三重県条例第五十五号)の施行の日」と、「五十五歳に達同項中「当該特定職員が五十五歳に達した日後における最初の四月一日」とあるのは「公立学校職員の給与にら 平成二十二年四月一日前に五十五歳に達した職員に対する給与条例附則第十二項の規定の適用については、

(規則への委任)

**ら 前三項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。** 

(公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

附則第二条第七項中「(次条から附則第五条までの規定を除く。)」を削る。7(公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年三重県条例第二号)の一部を次のように改正する。

附則第三条を次のように改める。

替え)(公立学校職員の給与に関する条例附則第十二項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に関する読

附則第四条及び第五条を削る。 る第十六条第三項の規定の適用については、同項中「第二十八条」とあるのは、「附則第十四項」とする。第三条(公立学校職員の給与に関する条例附則第十二項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対す

平成二十二年十一月三十日県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

三重黑知事 野日 昭 彦

三重県条例第五十六号

県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十七年三重県条例第二号)の一部を次県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

のように改正する。

別表を次のように改める。

# 別表 (**第2条関係**)

# 現業職員給料表

区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
ムガ	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	133,100	174,100	219,300	279,500
	2	133,700	175,600	220,500	281,400
	3	134,300	177,100	221,700	283,300
	4	134,900	178,500	222,900	285,200
	5	135,600	180,000	224,200	287,100
	6	136,700	181,400	225,700	289,300
	7	137,900	182,800	227,200	291,500
	8	139,000	184,300	228,700	293,700
	9	140,100	185,800	230,200	295,700
	10	141,200	187,600	232,100	297,800
	11	142,300	189,400	234,000	299,900
	12	143,400	191,200	235,800	302,000
	13	144,500	192,800	237,600	304,100
再	14	145,900	194,600	239,500	306,200
	15	147,200	196,400	241,400	308,300
任	16	148,500	198,200	243,300	310,400
用	17	149,800	200,000	245,100	312,400
職	18	151,300	201,800	247,000	314,500
46%	19	152,800	203,600	248,800	316,600
員	20	154,400	205,400	250,600	318,700
以	21	155,700	207,000	252,400	320,700
	22	157,200	208,900	254,400	322,800
外	23	158,700	210,800	256,400	324,900
Ø	24	160,200	212,700	258,400	327,000
職	0.5	404.000	244 000	200 200	220 700
740	25	161,600	214,600	260,300	328,700
員	26	164,300	216,500	262,200	330,800
	27 28	166,900 169,500	218,400 220,300	264,100 266,000	332,900 334,900
	20	172,200	222,000	260 000	226 000
	29	·	·	268,000	336,800
	30	173,900	223,900 225,800	269,900	338,800
	31 32	175,600 177,300	225,800	271,800 273,700	340,800 342,800
	22	170 000	220, 400	275 600	244 700
	33	178,800	229,400	275,600	344,700
	34	180,600	231,200	277,500	346,600
	35 36	182,400 184,200	233,000 234,800	279,400 281,300	348,500 350,400
	27	405 000	226 200	202 202	250, 200
	37	185,800	236,300	283,000	352,300
	38	187,300	237,800	284,900	353,900
	39	188,800	239,300	286,800	355,500
	40	190,300	240,800	288,700	357,100

<b>平成22年11月30日発行</b>				
	104.000	040.000	000 400	050 000
41	191,600	242,300	290,400	358,800
42	192,900	243,800	292,200	360,000
43	194,200	245,300	294,000	361,200
44	195,500	246,900	295,800	362,400
45	196,900	248,200	297,700	363,400
46	198,200	249,800	299,400	364,500
47	199,500	251,400	301,100	365,500
48	200,800	253,000	302,800	366,600
49	202,000	254,400	304,500	367,500
50	203,300	255,300	306,200	368,200
51	204,600	256,200	307,900	368,900
52	205,900	257,100	309,600	369,600
53	207,100	257,800	310,900	370,200
54	208,200	259,000	312,500	370,900
55	209,300	260,200	314,100	371,600
56	210,400	261,400	315,700	372,300
		·		·
57	211,600	262,700	317,400	372,800
58	212,600	263,900	319,000	373,500
59	213,600	265,100	320,600	374,200
60	214,600	266,300	322,200	374,900
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		,	,,,,,,,
61	215,500	267,400	323,700	375,400
62	216,400	268,600	324,900	376,100
63	217,300	269,800	326,100	376,800
64	218,200	271,000	327,300	377,500
	,	,	,	,
65	219,000	272,000	328,400	378,000
66	220,300	273,100	330,700	378,700
67	221,600	274,200	333,000	379,400
68	222,900	275,300	335,300	380,100
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	,,,,,,		
69	224,000	276,400	337,600	380,600
70	225,200	277,500	339,900	381,200
71	226,400	278,600	342,200	381,800
72	227,600	279,700	344,500	382,400
		5,100	,500	102, .00
73	228,800	280,600	346,800	383,100
74	230,000	281,500	347,900	383,700
75	231,200	282,400	349,000	384,300
76	232,400	283,300	350,100	384,900
			333,.00	10.,000
77	233,600	284,200	351,300	385,500
78	234,800	285,000	352,300	386,100
79	236,000	285,800	353,300	386,700
80	237,200	286,600	354,300	387,300
	201,200	200,000	307,300	307,300
81	238,400	287,500	355,300	388,000
82	239,400	288,300	356,200	388,600
83	240,400	289,100	357,100	389,200
84	241,400	289,900	358,000	389,800
	271,400	200,000	330,000	303,000
	<u> </u>	· 	<u>-</u>	·

<b>一一</b>	1月30日発行				
		0/2 -2/	000 =0-		
	85	242,500	290,700	358,900	390,500
	86	243,500	291,300	359,800	391,000
	87	244,500	291,900	360,700	391,600
	88	245,500	292,500	361,600	392,200
	89	246,500	292,900	362,500	392,900
	90	247,400	293,500	363,400	393,500
	91	248,300	294,100	364,300	394,100
	92	249,200	294,700	365,200	394,700
	93	250,200	295,100	365,900	395,400
	94	251,000	295,700	366,800	396,000
	95	251,800	296,300	367,700	396,600
	96	252,600	296,900	368,600	397,200
		202,000	200,000	000,000	337,233
	97	253,400	297,300	369,300	397,800
	98	254,000	201,000	370,200	398,400
	99	254,600		370,200	399,000
	100				· ·
	100	255,200		372,000	399,600
	104	055 000		070 700	400,000
	101	255,600		372,700	400,300
	102	256,100		373,600	400,900
	103	256,600		374,400	401,500
	104	257,100		375,300	402,100
	105	257,700		376,000	402,700
	106	258,200		376,900	403,200
	107	258,700		377,800	403,800
	108	259,200		378,700	404,400
	109	259,600		379,400	405,100
	110	259,900		380,300	405,700
	111	260,200		381,200	406,300
	112	260,500		382,100	406,900
	113	260,900		382,800	407,600
	114	261,300		383,600	
	115	261,700		384,500	
	116	262,100		385,400	
	117	262,300		386,100	
	118			386,700	
	119			387,300	
	120			387,900	
	121			388,400	
	122			389,000	
	123			389,600	
	124			390,200	
	125			390,700	
	126			391,300	
	127			391,900	
	128			392,500	
				302,000	
<u> </u>					

1	1	ı	1	ı	l I
	129			393,000	
	130			393,600	
	131			394,200	
	132			394,800	
	133			395,300	
	134			395,800	
	135			396,400	
	136			397,000	
	137			397,500	
再任用職員		186,500	214,200	244,200	278,900

- 備考(一) この表の「再任用職員」とは、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された現業職員をいう。
  - (二) この表の「再任用職員以外の職員」とは、現業職員のうち再任用職員を除いた現業職員をいう。

#### 密温

(福仁型口)

- (平成二十二年十二月の期末手当の額の特例)- この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。
- 附則別表び基準に関する条例の一部を改正する条例(平成二十二年三重県条例第五十六号)附則別表」とする。項の規定の適用については、同項第一号中「次の表」とあるのは「県立高等学校等の現業職員の給与の種類及る公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十二年三重県条例第五十五号)附則第三2 県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例第三条の規定によりその例によることとされ

红	粱	表	職務の総	<b>中</b>
				一号給から六十号給まで
現業職員給料表			袋	一号給から三十二号給まで
			三級	一号給から十二号給まで

発行	CT Eni
津市広明町13番地三重県教育委員会	印 刷有限会社第一プリント社